## Japan tax alert

EY税理士法人

# OECDがBEPS行動3に 基づくCFCルールに 関する最終レポートを 公表

#### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

### エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2015年10月5日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動3(被支配外国法人(CFC: Controlled Foreign Company)ルールの強化)に関する最終レポートを公表しました。本レポートは、BEPSの15項目の行動全てに関する最終レポートを取りまとめたパッケージの一部として発行されました。

「効果的な被支配外国法人ルールの設計」と題された文書(以下、「最終レポート」)は、2015年4月に公表された行動3に関するディスカッション・ドラフト「CFCルールの強化」からの大幅な基調の変化を反映しています¹。ディスカッション・ドラフト同様、最終レポートも、CFCルールのいわゆる「基本構成要素」について提言を行っています。しかし最終レポートでは、提言はミニマム・スタンダードではなく、「それらを実施することを選択した国・地域が、納税者による外国子会社への所得の移転を効果的に防止するルールを設けることを目的としている」と明言しています。また、各国の政策目的とかかる政策目的の優先順位の違いを明確にし、これらの提言は、各国がその全体的な税制の政策目的と一致した方法で活動できるように柔軟性を与えていると述べています。



最終レポートは、効果的なCFCルールの設計のための6つの基本構成要素として以下を取り上げています。

- ▶ CFCの定義(支配の定義を含む)
- ▶ CFCの適用除外と基準要件
- ▶ CFC所得の定義
- ▶ 所得計算
- 所得帰属
- 二重課税の防止及び排除

ディスカッション・ドラフト同様、最終レポートも基本構成要素について提言を行っています。ただし、CFC所得の定義については、各国が利用できるアプローチをいくつか列挙した、網羅的でないリストを提示するにとどまっています。

#### 詳細な議論

最終レポートはまず、CFCルールに関する政策的な検討課題について論じています。その内容は、行動3に関する2015年4月のディスカッション・ドラフトからの大幅な基調の変更を反映したものとなっています。次に、OECDが効果的なCFCルールの基本構成要素として特定した6つの要素をそれぞれ取り上げています。また、提言している基本構成要素について、「まだCFCルールを設けていない国は、提言されているルールを直接導入し、すでにCFCルールを設けている国は、提言に沿うように現行のルールを修正することを可能にする」ものと述べています。

#### 政策的な検討課題

最終レポートは、「CFCルールの設計と目標は、様々な政策上の選択を反映しているため、国・地域によって異なる可能性がある」ことを認めています。そのため、CFCの設計に関連する政策的な検討事項を、各国共通の政策的な検討課題と、各国がそれぞれ異なる優先順位を付けることができる特定の政策的な検討課題の2つに分けています。共通の政策的な検討課題には、次の内容が含まれます。(i)抑止効果、(ii)移転価格規則との相互作用、(iii)事務及びコンプライアンスの負担を軽減し、租税回避を効果的に防止、(iv)二重課税の回避。

CFCルールに関わるその他の政策目的について、最終レポートは、2つの根本的な違いがCFCルールの設計に影響する可能性があると指摘しています。すなわち、国の税制が全世界課税方式かテリトリアル方式、又は欧州連合(EU)の加盟国かどうかということです。さらに、国の税制が全世界課税方式かテリトリアル方式かによって、2つの特定の政策(海外所得への課税と競争力維持のバランスを取る、及び税源移転(base stripping)を

防止する)が影響を受けるとしています。最後に、EU域内におけるCFCルールに対する制限を考えると、EU加盟国によるEU法の遵守を可能にするために、必要に応じて行動3に関する提言を柔軟に調整できるようにしなければならないと述べ、この問題は競争力の観点から、EU域外の国にも関連していると述べています。

#### CFCの定義

最終レポートでは、CFCの定義について次の2つの提言を行っています。(i)法人と、パススルー事業体(パートナーシップと信託)及び恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の双方にCFCルールを適用できるように広範な定義を採用するとともに、国・地域によって取扱いが異なることを利用したCFCルールの適用逃れを阻止するハイブリッド・ミスマッチ・ルールを含める、(ii)少なくとも法的支配基準と経済的支配基準の両方を適用し、どちらか一方の基準を満たすことで、支配が決定されるようにする<sup>3</sup>。

最終レポートは、次の2つの場合には、BEPSの懸念のある所得を稼得しているパススルー事業体にCFCルールを適用することを提言しています。(i) 母国においてはパススルーであるが、親会社の国で課税される事業体、(ii) 他のCFCに所有され、CFCルールの適用がなければ課税されない事業体。また、外国事業体が別の国にPEを有している状況と、親会社の国がPEの所得を非課税としている状況においては、PEをCFCとして扱う必要があると述べています。

最終レポートは、ハイブリッド商品又はハイブリッド事業体に対するCFCルールの適用回避に、各国が取り組むべきと提言しています。そして、一つの取り得るアプローチは、次の場合にCFCへのグループ企業間の支払いを計算に入れるように要求することだとしています。(i)支払いがCFC所得に含まれない場合、(ii)親会社の国・地域における当該事業体とアレンジメントの区分が、支払者又は受領者の国・地域における区分と同じであり、その支払いがCFC所得に含められていた場合。ディスカッション・ドラフトではこの提言を、限定的に適用する選択肢と広範に適用する選択肢の2つに分け、グループ企業間の支払いが税源浸食的な支払いである場合に限り、限定的な適用を認めるとしていました。

支配の定義に関して最終レポートは、(i)要求される支配の種類、及び(ii)その支配の程度という2つの要素に焦点を当てています。その上で、少なくとも法的及び経済的支配を含む支配基準を提言し、各国はこれを、「事実上の(de facto)」支配基準又は会計上の連結に基づく基準によって補完することができるとしています。また、支配の程度に関しては、居住者(法人、個人その他を含む)が最低でも50%超の支配権を有している場合、そのCFCを支配されているものとして扱うことを提言していま

すが、各国がそれぞれの支配基準をより低い水準に設定しても 問題はないとしています。最終レポートでは、支配基準におい て株主の持分を合算する方法として、行動一致基準、関連当事 者の合算、集中保有基準という3つのアプローチのいずれかを 使用することを提言しています。ただし、いずれのアプローチの 下でも、非居住者納税者の持分を含めると、支配の規定の複雑 さが増す可能性があると述べています。このように、最低基準 としての提言は、支配の決定において非居住者を考慮に入れ ていません。最後に最終レポートは、直接的又は間接的支配の いずれかが存在する場合、CFCルールを適用すべきと述べてい ます。

#### CFCの適用除外と基準要件

最終レポートでは、CFCルールの適用範囲について、CFCの適 用除外と基準要件を取り上げております。親会社の国・地域で 適用されている税率と類似している実効税率が課せられてい る企業については、CFC課税の対象から除外することを認める という内容の税率に基づく適用除外を含めることを提言してい ます。かかる税率に基づく適用除外を導入した場合、実効税率 が親会社の国・地域において、適用されている税率を有意に下 回っている全てのCFCがCFCルールの適用対象となります。最 終レポートはまた、この適用除外はホワイトリストなどのリスト と組み合わせることができると述べています。

低課税基準の適用に関して、ベンチマーク分析はCFCの国・地 域の税率を、特定の固定税率又は親会社の国・地域の税率の一 定割合と比較します。最終レポートでは、ほとんどのCFCルー ルが最大で法定法人税率の75%にあたるベンチマークを適用 していることに言及していますが、ディスカッション・ドラフトと は異なり、ベンチマークを75%又はそれ以下に設定することを 推奨していません。むしろ最終レポートはベンチマークについ て、CFCルールを適用している国の税率を有意に下回っている べきと述べています。

ベンチマークの適用については、CFCの実効税率(ETR: effective tax rate)の使用を推奨しており、ETRを使用した方 が、法定税率を使用するよりも正確な比較になると述べてい ます。ETR算出の際の対応所得は、CFC所得が親会社の国・地 域で稼得されたとした場合の課税標準、又はIFRS(国際財務 報告基準)などの国際会計基準に基づき計算された課税標準 のいずれかに、CFC所得の低課税をもたらす課税標準減額の 調整を加えることを推奨しています。またETRは、広義又は狭 義のいずれでも算定することができるとしています。広義の場 合、ETRは企業又は国ごとにその国内の所得を合算して計算 し、狭義の場合は、所得の種類ごとに計算します。

最終レポートはまた、デミニマス基準又は回避防止要件を使用 したアプローチについて論じていますが、どちらのアプローチ も推奨していません。

#### CFC所得の定義

最終レポートは、所得を定義するいくつかのアプローチの骨子 を示していますが、CFCルールに「BEPSにおける不確定な所得 を、親会社の国・地域の支配株主に確実に帰属させる」所得の 定義を含めるよう提言するにとどまっています。最終レポートで は、各国が国内政策と一致したCFCルールを設計できるように 柔軟性を持たせる必要があることを認めており、各国が「CFC 所得を定義するための自国のルールを自由に選択できる」と述 べています。

最終レポートはまた、所得を帰属させるためにCFCルールが 用いることのできるアプローチを列挙し、網羅的でないリス トを提示しています。さらに、国がどのアプローチを使うかに 関係なく、「CFCルールは最低でも、移転価格ルールに基づき 低機能のキャッシュボックスに配分された資金提供に対する リターンを捕捉すべき」であると述べていますが、親会社の 国からの税源移転を防ぐことに重点を置くCFCルールの場合、 含められる所得の範囲が限定される可能性があるともしてい ます。

最終レポートには、ディスカッション・ドラフトで説明されていた 形式基準分析は含まれておらず、代わりにCFC所得を定義する 方法として、次の4つのアプローチが詳しく取り上げられていま す。(i)分類別アプローチ、(ii)実態アプローチ、(iii)超過利潤ア プローチ、(iv)取引単位又は企業単位アプローチ。また、各国は 全所得方式を適用することもできるとしています。

#### 分類別アプローチ

最終レポートは、分類別分析に関する説明の中で、所得の分類 は次の要素又は指標のうち各国が最も適切とみなすものに 応じて、国ごとに定義されていると認めています。(i)法的分類、 (ii) 当事者の関連性、(iii) 所得の源泉。その上で、国・地域が 一般には法的分類に従って所得を分類しており、その分類には、 (i)配当、(ii)利子、(iii)保険料所得、(iv)ロイヤルティ及び知的 財産(IP: Intellectual Property)による所得、(v)販売又は役 務提供所得などがあるとしています。

最終レポートは、配当所得をパッシブ所得として扱うことを提案 していますが、配当が関連会社のアクティブ所得からの支払い である場合、配当が親会社によって稼得され、親会社の国にお いて非課税扱いとなる場合、及び配当が有価証券を売買する CFCの能動的な取引又は事業と結び付いている場合には、CFC 所得から除外されるとしています。

利子及び金融所得については、当該所得が関連当事者から稼得されている場合、CFCの資本が過大である場合、利子に貢献する活動がCFCの国・地域外を拠点として行われた場合、又は当該所得が能動的な金融業から稼得されたものではない場合において、この種の所得はBEPSの懸念を生じさせる可能性がより高いと指摘しています。

CFCルールが保険料所得に焦点を当てるケースとして、次の3つの状況を提案しています。(i) CFCの資本が過大の場合、(ii) 保険契約の当事者又は補償対象であるリスクがCFCの国・地域外に所在している場合、(iii) 保険料所得が関連当事者との契約又は保険から生じている場合(特に、関連当事者も保険料支払いについて控除を受けられる場合)。

最終レポートは、ロイヤルティ及びIPによる所得は、移動性が非常に高く、価値が創出された場所から別の場所へと移転されやすいという懸念について言及しており、IP所得が次のような課題をもたらすと述べています。(i)IP所得は多種多様な形態で利用し分配することが可能なために特に操作しやすく、しかも各国のCFCルールの下でそれぞれの形式的分類が異なる可能性があること、(ii)正確な比較対象がないことが多いため、IP資産の評価は往々にして難しいこと、(iii)多くの場合、基礎となるIP資産から直接稼得した所得と、関連するサービスや商品から稼得した所得の区別が難しいこと。最終レポートはさらに、こうした課題を考えると、実際にIPから生じた、BEPSの懸念がある所得を全て帰属させるには、ロイヤルティ所得に焦点を当てるだけでは十分ではないと述べています。

最終レポートは、CFCの国で製造された物品の販売、又はCFCの国で提供されたサービスによる所得は、一般にBEPSの懸念はないとしていますが、次の2つの状況においては懸念を生じさせる可能性があると指摘しています。1つは、企業が関連当事者から物品・サービスを購入し、自身はほとんど付加価値を付けずに販売することによって所得を稼得する場合、もう1つは、IPがCFCに移転され、CFCによる付加価値がほとんどないまま、そのIPから所得が稼得される場合です。かかるIPからの所得は通常、販売及び役務提供所得とみなされるため、この場合もCFC所得に含まれない可能性があります。最終レポートは、法的分類に基づいた分類別アプローチについて、こうした2つの状況を考慮に入れずにあらゆる販売及び役務提供所得を除外すると、BEPSの懸念のある所得を捕捉できない可能性があると指摘しています。

法的分類に加えて、最終レポートは、分類的アプローチにおいては所得の稼得につながった当事者の関連性と所得の源泉にも着目し得るとしています。現行のCFCルールの多くは、関連当事者間で生じた所得は容易に移転できるとの理由から、かかる所得を含めていると指摘しており、現行のルールは、この目的のために関連当事者による関与がどのぐらい求められるかによって異なるとしています。

所得の源泉については、最終レポートでは、分類別アプローチは税源移転防止ルール又は源泉国ルールの形態を取ることができるとし、その基本原則は、CFCの国・地域以外の国から稼得した所得の方が利益移転に関する懸念を生じさせる可能性が高いとしています。親会社の国からの税源移転の防止に主眼を置く国は、親会社の国・地域で創出された所得のみをCFC所得として分類することになります。税源移転防止ルールを設けている国はまた、CFCの国以外の国で創出されたあらゆる所得をCFC所得として扱うこともできます。このより広範なアプローチは、親会社の国のみに焦点を当てる限定的なルールよりも操作されにくくなりますが、CFCによって実施された活動から真に稼得された所得を帰属させてしまう可能性があります。広範な税源移転防止ルールはまた、所得がCFCの国で稼得された場合は当該所得をCFC所得から除外するという源泉国ルールの形態を取ることもできます。

#### 実態アプローチ

実態アプローチについて最終レポートでは、CFC所得が基礎となる実態から分離されているかどうかを判断するために、人員、施設、資産及びリスクなどの様々な指標を利用できると述べています。しかし、どのような指標を利用するかに関わらず、CFCがそれ自身で所得を稼得する能力を有しているかどうかが要点になるとしています。さらに、現行の実態アプローチの大半は、独立したルールとして適用されているわけではなく、より機械的なルールとともに適用されていると指摘しています。

最終レポートでは、実態アプローチにおいては閾値基準又は 比例分析のいずれかを利用できると述べています。閾値(すな わち、二者択一的な)基準では、一定の活動量(1つ又は複数の 指標を通じて特定される)があれば、CFCの全ての所得を除外 することが認められるようになります。比例分析では、CFCが 実施した活動の量に比例する所得のみがCFC所得から除外 されます。

複雑性と移転価格規則との相互作用をめぐる懸念を受けて、最終レポートでは、実態アプローチについて4つの選択肢を示し、どの所得がCFC所得にあたるかを判断するにあたっては、CFCが実体のある活動に従事したかどうかが着目されると述べています。

第1の選択肢では、CFCの稼得した所得に対してCFCの従業員が実体のある貢献をしているかどうかを判断するために、関連する事実及び状況を重視します。この選択肢は特定のセーフハーバー、レシオ、その他の機械的な基準を含めるような形で策定できるとされています。

第2の選択肢では、グループ内の企業によって実施される 重要な機能全てを検討し、それらの企業が非関連会社の場合、CFCが特定の資産を所有する、又は特定のリスクを引き 受ける可能性が最も高い企業にあたるかどうかを判定しま す。この選択肢は、重要な機能に関する一定の閾値を下回っ た場合にCFCの全ての所得を含める閾値基準として策定す る、又は稼得するために必要とされる重要な機能をCFCが 担っていなかった所得のみを含める比例基準として策定するこ ともできます。

第3の選択肢では、CFCが実際にその所得を稼得するために CFCの国において必要な事業所及び施設を有していたかどう か、また、CFCがその中核的機能の大半を実施するために、CFC の国内において必要な技能を備えた従業員を必要数雇用して いたかどうかを評価します。この選択肢も、閾値基準又は比例 基準として策定することができます。

第4の選択肢は、第3の選択肢を変形したもので、行動5に 基づき策定されたネクサス・アプローチを用いることによっ て、BEPSプロジェクトの他の分野との整合を図るように設計さ れています。CFCルールに、実態アプローチとして一種のネク サス・アプローチを織り込むことで、ネクサス・アプローチの要件 を満たすCFCによって稼得された所得はCFC所得に含められな い一方、ネクサス・アプローチによって定義される適格IPから生 じたその他の全ての所得はCFC所得として扱われます。この選 択肢は、適格IP資産から生じた所得にのみ適用されるため、最 終レポートでは、他の種類の所得については別の実態アプロー チと組み合わせる必要があると指摘しています。

最終レポートは、実態アプローチはCFCルールの正確性を高め るものの、それに伴う複雑性と費用の増大と比較検討しなけれ ばならないと述べています。

#### 超過利潤アプローチ

CFC所得を定義する方法として、最終レポートにおいて説明さ れているもう1つのアプローチは、定式的な超過利潤分析で す。このアプローチでは、CFCの資本に対する「通常所得」を計 算します。「通常所得」を超える所得は、全てCFC所得とされま す。最終レポートは、このアプローチの後に、最終段階として実 態に基づく除外措置を設けている国々もあると述べています。

最終レポートは、「通常所得」を「利益率」に「適格資本」を乗じ たものと定義しています。利益率は経済的な概念であり、まず リスクのない利益率を見積るところから出発し、リスク・プレミア ムによってそれを増加させます。経済分析によればリスクを含 んだ率として約8%から10%がしばしば算定されますが、これは 産業、レバレッジ、及び国によって異なります。最終レポートでは、 「適格資本」を、低課税国・地域で行われる能動的な取引、又は 事業で使用される資産に関連する資本としています。最終レポ ートでは、このアプローチの機械的な性質と、移転された所得 を十分正確に対象にできるかどうかを比較検討しなければなら ないと指摘していますが、このアプローチを強制的な実態に基

づく適用除外と組み合わせるべきかどうかについて合意は形 成されていません。

#### 取引単位及び企業単位のアプローチ

最後に、CFC所得の定義を企業単位で適用すべきか、それとも 取引単位で適用すべきかについて論じています。企業単位の アプローチでは、所得の少なくとも一定割合がCFC所得の定義 に当てはまるかどうかに応じて、全ての所得をCFC所得とする かしないかの判断をすることになります。一方、取引単位のアプ ローチでは、個々の所得の特徴によってその所得がCFC所得に 該当するか否かを決定します。最終レポートでは、取引単位のア プローチは一般に、所得の捕捉にかけてはより正確であるもの の、事務手続の負担とコンプライアンス費用が増大する可能性 があるとしています。

#### 所得計算のルール

CFCの所得の計算について最終レポートは、(i)どの国の規定 を適用すべきか、(ii) CFC所得の計算に何らかの特別な規定が 必要かの2点について提言しています。また、CFCの所得計算 には、親会社の国の規定を使用することを推奨しています4。 最終レポートでは、この方法はBEPS行動計画の目標と一致 しており、事務手続の負担を軽減するものとしています。さら に、CFCの損失の相殺については、同じCFCからの利益又は同 じ国の他のCFCからの利益との相殺に限定する特別な規定を 国が導入すべきと提言しています。このような規定は、損失の 相殺を同じ種類の所得との相殺に限定する規定とともに適用 することができます。最終レポートはまた、損失の移転に関する 規定をCFC所得の計算に適用できると述べています。

#### 所得帰属のルール

最終レポートは、CFC所得を株主に帰属させるための次の5段 階からなるプロセスについて説明しています。(i)所得を帰属 させるべき納税者の決定、(ii)帰属させるべき所得金額の算定、 (iii)納税者がその所得を申告すべき時期の決定、(iv)その所 得の取扱いの決定、(v)その所得に適用される税率の決定。

最終レポートでは、帰属閾値を最低支配基準と連動させること を推奨していますが、各国はそのCFCルールの根底にある政策 的な検討事項に応じて、異なる基準を選択することもできると しています。

最終レポートは、各株主に帰属する所得金額の計算につい て、CFCに対する株主の持分割合及びかかる持分の保有期間 もしくは影響に基づいて行うことを推奨しています。さらに、 法的及び経済的支配を合算すると100%を超える場合、帰属 ルールにおいて、CFCの所得の100%超を帰属させることがで きないように正確を期すべきだと指摘しています。最終レポー

トでは、CFCルールが国内法と整合した形で運用されるよう、 各国が所得を含める時期及びその取扱いの方法を決定することを提言しています。

税率については、親会社の国の税率を適用することを推奨しており、各国は通常の税率での税金の代わりに「上乗せ税」を検討できるとしています。

#### 二重課税防止又は排除のルール

最終レポートは、二重課税が起こり得る以下の3つの状況に焦点を当てています。(i)帰属済みのCFC所得が外国法人税の対象となる場合、(ii)同一のCFC所得について複数の国・地域のCFCルールが適用される場合、(iii)CFCが実質的に、CFCルールによって既に居住者株主に帰属させた所得から配当する、又は居住者株主がCFCの持分を処分する場合。さらに、二重課税に関する懸念は、2つの国・地域間で移転価格調整が行われた場合や第3の国・地域でCFC費用が生じた場合などの他の状況においても生じ得ると指摘しています。また、こうした状況やその他の状況が二重課税につながることがないよう、CFCルールを設計すべきと述べています。

最初の2つの状況について、最終レポートは各国が中間会社に対するCFC課税を含む、実際に支払われた外国税額の控除を認めることを提言しています。3番目の状況については、CFCの所得が既にCFC課税の対象となっている場合、CFCの持分から生じた受取配当とCFC持分の処分益を非課税とすることを提言しています。しかし、配当と譲渡所得の詳細な取扱いは、国内法との整合性を保つために、国の決定に委ねられています。最終

レポートはさらに、各国は既存の二重課税救済規定が二重課税 のあらゆるケースを救済するのに有効かどうかを検討する必要 があると述べています。

#### 影響

行動3に基づくCFCルールに関するOECDの作業は、最終レポートをもって完了しました。重要なのは、最終レポートでは、提言はミニマム・スタンダードではないと述べ、提言を実行に移すかどうかは各国の選択に委ねられるとしていることです。最終レポートは、国によって政策の目的と、それらの政策の目的における優先順位が異なることを認めています。その一方で、CFCルールの設計について、各国が新たな制度の導入又は現行制度の変更を検討している場合に考慮すべき詳細な提言を盛り込んでいます。これらの提言が各国によって採用された場合、グローバル企業の課税に大きな影響を及ぼす可能性があります。企業は、提言が自社に及ぼす影響を評価し、自社が事業を行っている又は投資している国の動向を常に把握しておく必要があります。

#### 巻末注

- 1. 2015年4月10日付のEYグローバル・タックス・アラート「OECD releases discussion draft on CFC rules under BEPS Action 3」(日本語版: 「OECDがBEPS行動3に基づくCFCルールに関するディスカッション・ドラフトを公表」)をご覧ください。
- 2. ディスカッション・ドラフトには、7つの基本構成要素が含まれていました。最終レポートでは、ディスカッション・ドラフトの2つの基本構成要素を1つにまとめたことにより、基本構成要素の数が6つに減っています。
- 3. ディスカッション・ドラフトでは、支配に関する定義は1つの独立した基本構成要素とされていました。
- 4. 最終レポート
- は、所得の計算についてCFCの国の規定を使用することを検討していますが、推奨はしておらず、納税者が親会社の国とCFCの国のいずれか一方の規定を選択するか、あるいはIFRSのような共通基準を使用できるようにしています。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



<mark>ニュースレター全般に関するご質問・</mark> で意見等がございましたら、下記まで お問い合わせください。

#### EY税理士法人

ランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151106

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありませ ん。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### www.eytax.jp